

綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における相互扶助による住民参加型移動支援事業に補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、住民参加型移動支援事業（以下「事業」という。）とは、住民相互の助け合いにより、高齢者や障がい者等を対象に、買い物やサロン送迎等の移動及び外出支援を行う事業をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、事業を行う次の各号のいずれかに掲げる団体とする。

- (1) 自治会又は地区社会福祉協議会
- (2) 県又は特定非営利活動法人が行う説明会及び研修会を受けて事業を開始した団体
- (3) その他市長が特に必要と認めた団体

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は補助対象経費としないものとする。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の構成員による会合の飲食費
- (3) 不動産等の取得に要する経費
- (4) 前号以外の物品等（短期間の使用によってその性質又は形状を失うことにより使用に耐えられなくなる物を除く。）のうち取得価格又は評価額が5万円以上の備品の購入に要する経費
- (5) 前各号に掲げる経費のほか、明らかに事業との関連が薄いと市長が認める経費

(補助額)

第5条 補助額は、次のいずれか低い額とし、その上限は、移動及び外出支援の実施

が年間52回以下の場合は35万円、53回以上の場合は50万円とする。

(1) 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額

(2) 総事業費から寄附金その他収入額（当該事業につき国、県その他の団体から補助金等を受けている場合にあっては、その補助金等の額）を除いた額

2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、規則第4条の規定により申請書の提出を受けたときは、当該申請書の内容その他必要な事項を審査し、補助金の交付の可否を決定し、綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金交付決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、交付の決定があったことを知った日から起算して14日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第8条 規則第6条第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容その他必要な事項を審査し、適当と認めるときは、事業の変更、中止又は廃止の承認を決定し、綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金変更（中止・廃止）承認（交付決定）通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 第6条の規定による交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の提出を受けた日から起算して30日以内に概算払いにより補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項の規定に基づく実績報告は、同項に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実施報告書
- (3) 領収書等支出の事実が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 規則第12条第1項の市長の定める期日は、事業完了の日から起算して30日以内又は補助金を交付した年度の翌年度の4月30日のうち、いずれか早い日とする。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、確定した補助金額（以下「確定額」という。）を綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金額確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 前条の規定による実績報告の補助金額が既に交付された補助金の額（以下「既交付額」という。）を超えるときの確定額は、既交付額とする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金返還通知書（第5号様式）により通知し、補助金を返還させるものとする。

- (1) 規則第14条の規定に該当したとき
- (2) 確定額が既交付額を下回ったとき

2 補助金の返還期限は、返還決定の日から起算して30日以内又は補助金を交付した年度の翌年度の5月31日のうち、いずれか早い日とする。

(書類の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月26日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、第4条の改正規定及び第13条を加える規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日に申請のあった 年度綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件

第2号様式（第8条関係）

綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地
名称
代表者

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更の内容

項目	変更前	変更後

補助金額の変更の場合は、以下も記入

既交付決定額 円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金変更（中止・廃止）承認（交付決定）
通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付で申請のあった 年度綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金に係る事業等の変更（中止・廃止）について、次のとおり承認（決定）したので通知します。

1 変更（中止・廃止）の内容

項目	変更前	変更後

2 補助金額

(1) 交付決定額 円
 〔 内訳 既交付決定額 円 〕
 〔 今回変更（増減）額 円 〕

(2) 補助条件

3 変更（中止・廃止）の理由

第4号様式（第11条関係）

綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金額確定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで報告のあった綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金
年度補助事業等実績報告書に基づき、本事業に係る補助金の額について次の
とおり確定しましたので通知します。

- | | |
|-----------------|---|
| 1 既交付額（A） | 円 |
| 2 補助対象経費（実績報告額） | 円 |
| 3 確定額（B） | 円 |
| 4 精算額（返還額）（A－B） | 円 |

第5号様式（第12条関係）

綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金返還通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで交付決定した綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金について、綾瀬市住民参加型移動支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり返還してください。

1 返還金額

円

2 返還理由